

東と弁往來

第11回

日向入郷地区ひまわり基金法律事務所



日向入郷地区ひまわり基金法律事務所のメンバー。左から2人目が鈴木弁護士

日向入郷地区
ひまわり基金法律事務所
(宮崎県日向市)

宮崎県弁護士会会員

鈴木 加奈子 (59期)

2006年10月弁護士登録、東弁入会。都市型公設事務所で2年2カ月の養成を受けて、2009年1月から、宮崎県弁護士会に登録換えし、日向入郷地区ひまわり基金法律事務所に2人目の弁護士として勤務。

1. 赴任前の当会での弁護士活動について教えてください。

現在日向入郷地区ひまわり基金法律事務所（以下「日向ひまわり」）には、2名の弁護士がいますが、二人とも赴任前は東京弁護士会が設立した都市型公設事務所である北千住パブリック法律事務所に勤務していました。

弁護士の知り合いのいない方、弁護士費用が払えない方でも気軽に訪れることができるような事務所という点では、都市型公設事務所でも、ひまわり基金法律事務所でも同じですので、扱う事件自体の大きな変化はありません。

もっとも、日向市の人口数（6万2000人程度）からすると、一定程度の数の民事、刑事、債務整理、裁判所依頼等の事件があり、他のひまわり基金法律事務所と同じで債務整理事件の割合は多いです。

2. 日向に赴任しようと思ったのは何故ですか。

所長の五嶋弁護士は、修習時代のクラスメイトが宮崎修習で、修習生の頃から宮崎によく来て、宮崎が気に入り赴任先を選んだと聞いています。

私は、北千住パブリックに勤務しながら、いずれ弁護士過疎地での勤務をしたいと思っていたところ、日向では、前述のように一定程度の事件数があり1人の弁護士ではそのニーズに応えられないため、二人目を要望しているということを聞き、赴任を決めました。

宮崎に来るのは、全く初めてでしたが、穏やかな人が多く、とても住みやすいところでした。

3. 東京での勤務との違いに苦労された点がありますか。

事務所のある日向市は、宮崎市から特急で1時間ほどの宮崎県の北部に位置しています。

地域の地縁・血縁関係の結びつきが強いため、気をつかう点があります。

例えば、破産の申立てをする場合、「戸籍に記載されるわけではありませんし、勤務先に連絡がいくわけでもないの、必ずしも周囲の人に破産したことが明らかになるわけではありませんよ。」と説明しても、「車がなくなれば、たちまち何があったのかと近所で噂になる。」と言われたことがあります。

刑事事件でも、早期に身体拘束から解放され、不起訴処分になったとしても、地元紙に逮捕の記事が載ったりすれば、地域での生活が極めて厳しい状況になります。

地域が狭いという点は、私個人の日常生活でも同じで、帰宅前に買い物に寄ったスーパーで継続相談が始まりそうになったこともあります。

また、これはどこのひまわり基金法律事務所でも同じだと思いますが、文献を調べようと思った時に、身近に図書館や書店がなく、困ることがあります。判例秘書やamazon.comを愛用していますが、急ぐ時は、

出身事務所に頼ることも多く、赴任後もお世話になっています。

赴任前の公設事務所運営特別委員会の過疎地派遣バックアップ部会でも検討されていましたが、東弁の図書館の資料が利用できるようになることを期待しています。

4. お二人の業務の分担・役割について教えてください。

月を前半と後半に分けて、担当弁護士を決め、新規の相談を受けています。相談を受けた事件を、それぞれが担当しているというのが基本です。

刑事事件は、それぞれの仕事の状況を見ながら、受任しています。

5. 二人目としての赴任という点で、通常のひまわり事務所への赴任と異なる点がありますか。

二人目であることで、ひまわり公設事務所に赴任される皆さんが経験されるであろう開設準備や引き継ぎの苦労を一切していないということが大きな違いです。また、勤務弁護士ですので、基本的には、経営への関与もありません。

二人目として赴任した側としては、一人きりの事務所より、事件について相談できる先輩弁護士がいるというのはとても心強いです。疑問に思った点を、相談しながら、詰めが甘かった点に気がついて再度考えなおしたりしています。

煮詰まった時に、複数の視点で考えることができるというのは、大きな利点と思っています。

利益相反ということを考えれば、二人の弁護士が同じ事務所にいるよりも、事務所が2つあった方がよいのではないかという意見もあるかと思いますが、相談を臨機応変に交代するなど突然の事態に対応しやすくなり、働く側の負担は減ると思います。

6. 日向に来てよかったと思ったエピソードを教えてください。

月並みですが、「弁護士に相談できてよかった。」と言って頂き、暗い顔で相談にいらした方が、笑顔で帰られるときでしょうか。

やはり東京以上に、相談の機会が少ないために悩んでいらっしゃる方は多く、借金問題で自殺しようと家を出て、さまよっていたところ、知り合いに見つけ



られ、相談にいらした方もいました。そういう方が、債務整理をして、元気に新しい生活を始められる姿を見ると、それだけで、来た甲斐があったと思います。

加えて、自治体の法律相談に行くと、「女性の弁護士さんでよかった。」とおっしゃる女性の相談者が結構いらっしゃいます。相談に行くことへの抵抗感から、泣き寝入りしている女性はたくさんいると思われますので、女性弁護士なら相談してみようかなと思って頂けたとしたら、本望です。

ひまわり基金法律事務所や法テラスの活動で、弁護士過疎地、いわゆるゼロワン地域は、ほぼ解消されましたが、女性弁護士ゼロワン地域は、まだ多いようです。日弁連でも話し合われていると聞いていますが、女性弁護士の人数も増えていますので、地方での需要に对应していく必要があると思います。

7. 日向ひまわり公設事務所、そしてお二人の弁護士としての展望についてお聞かせ下さい。

日向ひまわりは平成22年8月から5年目に入りました。まだまだニーズに応えられているとはいえない現状にあり、事件を処理するのに追われています。

今後は手つかずとなっている入郷地区（美郷町、諸塚村、椎葉村等）への活動を行いたいと考えております。

任期終了後は、可能であれば出身事務所の北千住パブリック法律事務所へ戻りたいと思っています。その際に、新しく過疎地への赴任を希望される弁護士の相談に乗れるように、力をつけなければならないと思っていますところ です。

日向に来て、地方では、地域の利益関係、人間関係に縛られない、いい意味で「よそ者」の弁護士がいることも意味があることではないかと考えるようになりました。ゼロ地域が解消されたとしても、公設事務所の需要は尽きないのではないかと思う次第です。